

**法改正  
情報**
**2026年度版 比較認識法®で覚える！  
社労士合格セレクト過去問題集 社会保険科目編**

11878

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	12	問題 11 下から 2行目	に相当する額とを合算した額	に相当する額並びに当該事業年度に おいて行った子ども・子育て支援納 付金の納付に要した費用の額の12分 の1に相当する額を超えない範囲内 において当該年度における保険者の 子ども・子育て支援納付金の納付に 要する費用を勘案して厚生労働大臣 が内閣総理大臣と協議して定める額 に合算した額
	40	問題 2 2行目	診療所は、指定の日から	診療所は、 <u>原則として</u> 、指定の日か ら
	41	解答 2 3～4行 目	診療所を除く。)に限られている。	診療所及び <u>3年以内の期限を付して</u> 保険医療機関の指定をされている診 療所を除く。)に限られている。

以 上